

緊急事態宣言発令中の保育園等の対応について

1 対象施設 保育園、認定こども園、市立幼稚園

2 各施設の対応

緊急事態宣言発令後、その期間に応じ、次のとおり対応する。

(1) 原則、開園する。

(2) 家庭での保育等が可能な保護者に対し家庭での保育をお願いする。

この場合の保育料等の取扱いは、次のとおりとする。

種別	保育料(3歳未満児)	副食費(3歳以上児)
保育園	日割り還付(1日以上)	各月6日以上欠席の場合、 半額減免
認定こども園		
市立幼稚園		

(3) 感染防止に関する取組の更なる周知徹底

3 対応を行う理由 感染拡大防止のため

(園児、保護者、職員を含めた市中感染拡大防止)

4 期間 8月27日(金)から9月12日(日)まで

(緊急事態宣言発令期間中)

緊急事態宣言発令中の放課後児童クラブ等の対応

1 各施設の対応

種別	対応	利用料	おやつ代	期間
放課後児童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言発令後も原則、開所とする。 ・小学校の扱いに準じ、小学校が「出席停止」扱いとした児童は登所を控えていただく。 ・可能な方には利用を控えるよう協力をお願いする。 	日割還付 (1日以上)	日割還付 (1日以上)	8/27(金)～9/12(日)
市立児童館・児童センター	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止のため休館・休業とするが、直接対面しなくても実施できる電話相談については実施する。 	/	/	
地域子育て支援拠点事業				

2 理由

・最大限の感染拡大防止を図りつつ、社会生活を維持するためのサーフェイネットとしての役割を果たしていく必要があるため。